



インター周辺区画整理だより



お知らせ1 大規模保留地（5街区1号地）を売却しました！

購入者を募集していた大規模保留地（5街区1号地）ですが、令和6年5月に実施された一般競争入札により、売却先が決定しました。

本物件をもって、本事業地区内の保留地（37区画）は、全て売却されました！

売却先と売却金額は以下のとおりです。

- ・売却先：アスト株式会社（物流）
- ・売却金額：1,081,126,875 円

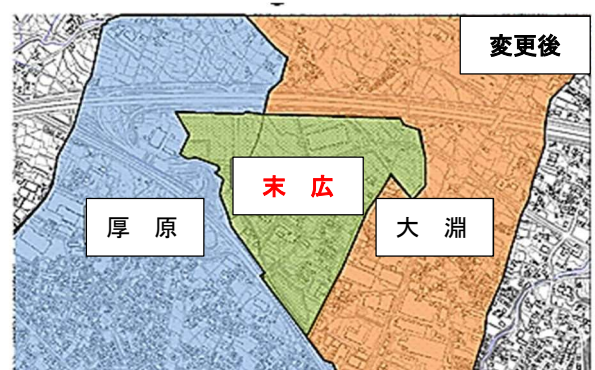


お知らせ2 大字の変更について

地権者及び末広町内会の代表者の方々より、ご意見をいただいております新大字「末広」について、富士市議会（11月議会）へ上程し、承認をいただきました。

この結果、令和8年1月に予定している換地処分の翌日より、土地区画整理事業地内の土地や建物の大字・地番などが変更されることとなります。

変更が必要な事項については、市が皆様の代わりに変更できるものと、ご自身で変更していただく必要があるものがございますが、詳細につきましては、後日、案内をお配りさせていただきます。



お知らせ3 第7回 事業計画を変更しました

以前お知らせしましたとおり「岳南広域都市計画事業 第二東名IC周辺地区土地区画整理事業事業計画書」の変更を行いました。

主な変更内容は以下となります。

- （1）出来形確認測量による地積修正
- （2）施行期間の1年延伸（換地処分については、今までどおり平成7年度内の予定です。）

お知らせ4 令和6年度工事等の報告について

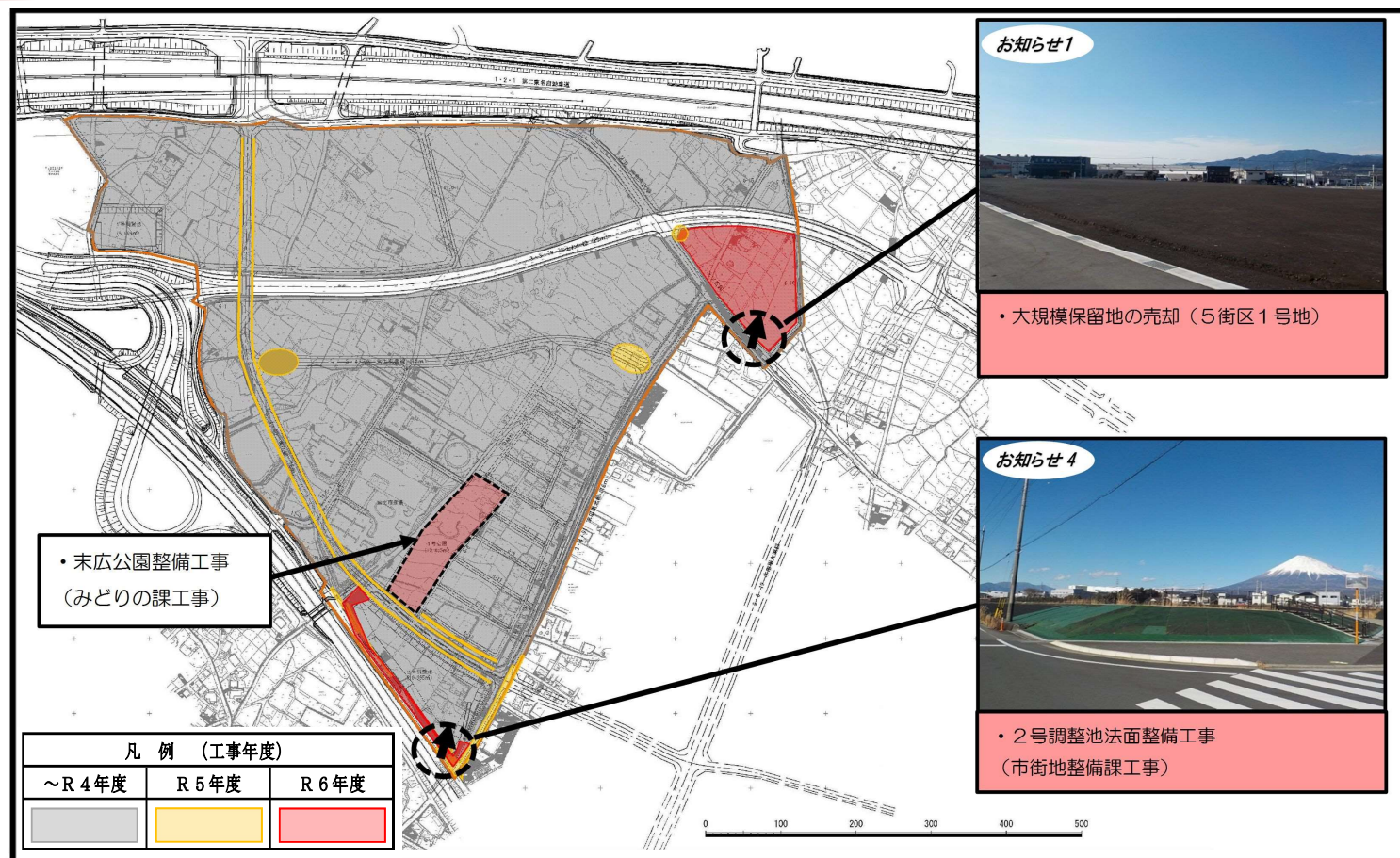
●令和6年度工事について

2号調整池の整備工事として、法面の防草対策を行いました。

また、1号公園は末広公園と名称を改め、みどりの課により公園整備工事に着手しました。

第二東名 IC 周辺地区土地区画整理事業において計画されていた工事は全て完了しました。

令和7年度の換地処分までは、引き続き、市街地整備課が管理してまいりますので、ご協力をお願いいたします。



お知らせ1

・大規模保留地の売却（5街区1号地）

お知らせ4

・2号調整池法面整備工事
（市街地整備課工事）

・末広公園整備工事
（みどりの課工事）

お知らせ5 今後のスケジュールについて

令和8年1月の換地処分（土地区画整理事業の完了）を実施するために準備を進めています。

（今後のスケジュール）

令和7年 5月 権利者個別説明会

（土地区画整理事業による各権利者への影響等についての説明会）

7月 換地計画書の縦覧

8月 土地区画整理審議会の実施

10月 換地処分通知発送

令和8年 1月 換地処分

大字の変更（換地処分の翌日）

お知らせ 6 住民説明会を開催します！

みなさまのご協力をいただき進めてきました土地区画整理事業も、ようやく終わりが見えてきました。そこで、今後の手続きを含め事業に伴う各権利者への影響等について説明をする場として、各権利者別の個別説明会を、令和7年5月中旬から6月上旬の間で、開催場所は丘まちづくりセンターを予定しています。

詳細な日時等については、令和7年3月下旬から4月中旬ごろに、ご案内を送らせていただく予定です。

もし指定された日時で都合が悪ければ、お手数ですがご連絡をお願いします。

なお、保留地のみを購入された方は、別にご案内をさせていただきますので、今回の説明会のご案内は郵送されません。



お知らせ 7 区画整理事業に係る手続きについて

権利の変更、建築行為等は、手続きが必要です。ご不明点がございましたら、お問い合わせ下さい。

権利の変動

地区内の土地の売買・相続等による所有権の移転に関しては、下記のとおりお願いします。

- 仮換地…権利移転後、「**所有権移転届出書**」に所有権の移転を証する書類を添付して提出して下さい。
- 保留地…権利移転前に事前に市街地整備課までご相談下さい。

建築行為等の制限

事業を円滑に進めるため、建築行為等の制限があります。土地区画整理事業の施行の障害となる恐れがある、建築物の新築、改築、増築、または移動の容易でない物件の設置、堆積あるいは切土、盛土等がある場合は、許可（土地区画整理法第76条申請）が必要です。事前に本課まで相談のうえ

「**事業区域内行為許可申請書**」を、提出して下さい。

仮換地証明書・保留地証明書

仮換地証明書は、区画整理前の従前の土地が、仮換地指定によりどこの土地に仮換地をされたかを証明するものです。保留地証明は、権利の取得日および保留地がどこにあるかを証明するものです。権利変動の手続きをする場合、建物表示登記を行う場合、金融機関からの融資を受ける場合など、証明書が必要となります。申請には、「**仮換地証明願**」「**保留地証明願**」を提出して下さい。

なお、事前に連絡を入れていただくとスムーズに発行できます。

※「所有権移転届出書」「事業区域内行為許可申請書」「仮換地証明願」「保留地証明願」の各種書式は、富士市ウェブサイトに掲載しています。

富士市 都市整備部 市街地整備課 区画整理担当
〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地
E-mail : to-shigaichi@div.city.fuji.shizuoka.jp
TEL : 0545-55-2976 FAX : 0545-51-0475

土地区画整理事業の説明は、富士市ウェブサイトでも御覧いただけます。
<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/machi/c1502/fmervo000000702n.html>